## masuda funai

News & Types: News

佐藤 嵩一郎弁護士が、南カリフォルニア日系企業協会(JBA)主催のJBAビジネスセミナー「米国赴任・米国ビジネスを成功に導く米国法務の基礎知識」で講師を務めました

0

8/27/2025

By: 佐藤 嵩一郎

2025年8月27日(水)にオンラインで開催された、南カリフォルニア日系企業協会(JBA)主催のJBAビジネスセミナー「米国 赴任・米国ビジネスを成功に導く米国法務の基礎知識」において、当事務所の佐藤 嵩一郎弁護士が講師を務めました。

本セミナーでは、米国で事業を立ち上げる日本人経営者や日本企業所属の駐在員の皆様を対象に、米国赴任及び米国でのビジネス運営にクリティカルな米国法上の留意点について、日米双方での法律実務経験を有する佐藤弁護士が、日本との違いに言及しながら、米国弁護士の視点で解説いたしました。

南カリフォルニア日系企業協会(JBA)は、南カリフォルニアと日本との相互理解を深め、ビジネスと人の交流を促進するために、1960年に設立された非営利の経済団体です。現在、南カリフォルニアで事業を営む日系企業を中心とする会員企業約430社で構成され、事業環境の整備および改善を図ることを目的としています。

【注】JBAビジネスセミナーは、JBA会員限定のセミナーとなります。

増田・舟井法律事務所は、米国でビジネスを展開する日本企業の代理を主な業務とする総合法律事務所です。 当事務所は、シカゴ、デトロイト、ロサンゼルス、およびシャンバーグに拠点を有しています。